

幼稚園の入園料・保育料の減免について

幼稚園就園奨励事業

五條市では幼稚園教育の普及充実のため、「幼稚園就園奨励費補助事業」を行っています。補助の対象範囲などは次のとおりです。

対象範囲 公立幼稚園・私立幼稚園に通園させている3・4・5歳児の家庭

対象区分 ・生活保護法による保護を受けている世帯
・平成18年度の市民税が非課税となる世帯
・平成18年度の市民税所得割が非課税となる世帯

減免額 入園料、保育料の合計額(ただし、補助限度額は、次のとおりです。)

補 助 限 度 額 (年 額)		
1人就園の場合および同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者 (第1子) 20,000円	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者 (第2子) 43,000円	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児 (第3子以降) 65,000円

申込期限 6月20日(火)

申込先 五條幼稚園 ☎22-2250

賀名生幼稚園 ☎32-0023

白銀北幼稚園 ☎34-0722 または通園先の幼稚園

問合せ先 教育総務課 ㊦(内線815)

児童手当等の現況届の提出は6月30日までに

児童手当(特例給付)・小学校修了前特例給付を受給しているみなさんには、6月初めに現況届用紙を郵送しています。

この現況届は、児童手当等受給者のみなさんが引き続いて手当を受けるために必要な届出です。6月30日(金)までに次の窓口へ提出してください。

提出のない場合は、6月分以降の手当の支払いを受けることができなくなりますので、注意してください。

現況届提出・問合せ先

児童福祉課(本庁) ㊦(内線366)

厚生課(西吉野支所) ㊦(内線18)

住民厚生課(大塔支所) ㊤(内線41)

差別をなくす強調月間「特設人権相談所」開設

7月は人権をなくす強調月間です。人権は、人間が幸福な人生を送る上で最も大切な権利です。自分だけでなくすべての人の人権を尊重し、人々がお互いに人権を守ることによって明るい社会を築かなければなりません。毎日の暮らしの中で起こるさまざまな人権問題を解決するため、人権擁護委員が相談に応じます。

日時 7月11日(火) 午前10時~午後3時

場所 牧野公民館(中之町1764-1) ☎24-3175)

新町公民館(新町1丁目7-10) ☎25-2300)

西吉野宗松公民館(西吉野町城戸27) ☎33-0425)

ふれあい交流館(大塔町宇井) ☎36-0058)

ふれあい交流館の相談時間については午後1時~3時

問合せ先 人権施策課 ㊦(内線286)

6月は
市・県民税(全期・1期)
の納期です

市役所本・支所担当窓口、取扱金融機関および郵便局で納付してください。

納税は便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。

問合せ先

税務課市民税 ㊦(内線256、298)

徴収係 ㊦(内線259、260)